軍艦千嶋遭難弔慰義金

帝國軍艦千嶋は去月三十日不幸にも英船ラヴェンナの衝突する所となり伊豫國堀江沖に沈没し艦員の所在さへ明かならず乘組員九十名中萬死に一生を得たるものは僅かに二十名に達せず此生存者も悉く負傷して今尚ほ治療中なりと云ふ乘組艦員は佛國解纜後疾風怒濤の間に辛苦するみと數閲月今や數日にして横濱港に歸着せんとするに際し圖らずも此の難に遭ふ其不幸實に悲むに堪へざるなり僅々七百噸の小艦機を以て印度洋の風濤を冒し既に長崎港に歸着したるを各國軍人の稱賛して措かざる所なりしに一朝不幸此難に罹り生きて其名譽を享くるみと能はず其遺憾思ふべし此變報一たび時事新報に現はれてより讀者頻りに書を寄せて義金募集の事を本社に勧告せらる同胞の至情誠に然るべき事なり依て本社は日本海員接濟會と謀り廣く義金を世間に募り此不幸なる遭難者を弔慰せんとす大方の君子多少の貧を投じて本社の擧を賛助せられんみと切望に堪へず

(一)　義捐金一口十錢以上とし本社に送したる分は新報紙上に掲載して金員受領の證とす

(二)　義捐金募集は本月三十一日迄を限る

二十五年十二月六日　時事新報社

時事新報

傳染病の豫防を如何せん（昨日の續）

右の論理に據り漢法醫道は傳染病の豫防に害あるみと果して事實なりとせば斷然之を廢止せざる可らず我輩固より漢法醫師に恨もなく又其人の如きは或は能く漢文を解し品格部しからずして一種の文人とし相見るに足る者往々之なきに非ざれども如何せん其執る所の主義は漢然たる空理に在るが故に共に文明の學理を談ずるに足らず誠に氣の毒千萬なりと雖も國家衛生の爲めみゝに之が廢止論を發するの已むを得ざるに至れり凡そ傳染病豫防消毒の方法を實施するや擧て之を警察官の一手に委托するは甚だ不都合なり我輩は之を該病豫防の不完全なる第二の原因なりと信ずるを以て今此不都合なる所以に就て一言せんに警察官殊に巡査其人の如きは固より傳染病の病理如何を學び得たる者に非らざるが故に法律規則を讀て字の如く一直線に之を行はんとす是れ決して無理ならぬ次第なれども之が爲め寛嚴其度を誤り取捨其宜しきを得ず常に世人をして傳染病の屈出を嫌忌せしむるの原因となり益々以て擯蔽の弊習を養成するに至れり加之ならず警官と醫師とは常に相反目するの狀態あるを以て醫師も亦故意に非ざるも自から屈出を怠慢に付するの傾なきに非ず現に東京府内に於る腸窒扶斯の如き毎年多少の流行あるも多くは之を隱蔽し公然報告に出る者は患者十中の二三に過ぎずと云ふ斯る現況を以て推すときは若しも明年に於て赤痢病の東京府内に侵入し來るみとあるも全く之を撲滅するの功績を收るみと能はず赤痢病も亦必ず腸窒扶斯に於るが如く一種の風土病となるに至るや殆んど疑を容れざる所なり左れば此不都合なる所以を究明し速に之を改るの工風を講ずるは目下衛生上の一大要務なる可し抑も警官と醫師と意氣相投せざる所以は固より惡意ありて然るに非ず警官の目を以て醫師の全體を視れば未だ以て傳染病の豫防消毒を委托するに足らざる者往々之あるが故に自家の職權を以て之を斷行し時ありて醫師の權内に立入るの傾あるに歸因するのみ事實果して然りとせば此不都合を改むるふと難事に非ず宜しく平時に於て醫師と警官とをして協議會を開かしむるの方法を定むべし蓋し醫師たる者は每に傳染病豫防消毒の大部分を負擔すべき者なるが故に醫師より屈出るる巡査以前に病家に就て或は嚴に豫防法を論示し或は又日々消毒法を施行するに及ぶ病者の治癒又は死亡の後に至り始めて病家に臨み若し必要ある時は直ちに消毒法を行ふ可きのみされば病中に於ては全病態當の消毒法を行ふ可きのみされば病中の豫防消毒法は總べて醫師の負擔に歸し以て其責任を官にすべし之を要するに豫防消毒法は總べて醫師と警官と協議上之を施行し務めて病家の嫌忌せざる樣に注意して嚴酷の弊を除き去るに在るのみ（但し虎列刺病の如きは此限に非ざれば別に其法を定むべし）右の如く醫師は警官との協議會を開き豫め豫防消毒の手續を一定し取捨寛嚴適度に之を行ふときは虎列刺病を除くの外傳染病の豫防消毒に於て殆んど遺憾なきを期すべしと雖も漢法醫流の人々をして此協議會に加入せしめて之に豫防消毒法の取扱を任ずるが如きは固より叶ふべき事に非ざれば只此一點に就てのみ觀察を下すも漢法醫道を廢止するの必要を發見するに足る可し今試に我國内に於る古流の醫師を全廢し之に代るに日進醫學を修めたる醫師を以てし之と警官との協議を以て一意傳染病の豫防消毒に從事するものと假定せば其結果は如何あるべきや我輩の想像を以てすれば必ずや衛生法規の金科玉條は本來の光明を放て猛惡なる病毒を撲滅し盡して遺す所なく健康萬歳を唱へを容れざる所なり（以下次號）

官報

○警察令第二十五號

魚鳥市場青物市場獸畜市場及屠場火葬場移轉期限ノ儀明治二十二年五月警察令第二十號（東京府知事連署）ヲ以テ及發令候處屠場火葬場ハ移轉準備ノ爲メ事實已ムヲ得サルモノニ限リ其出願ニ依リ五箇年以内延期スルコトアルヘシ

明治廿五年十二月十日　警視總監園田安賢

○警視廳告示第二十四號

鹿兒島縣ニ於テハ牛疫流行ニ付當分ノ内戰馬ノ鑑定書縣ヨリ牛羊豚山羊及其生肉生皮幷ニ骨ノ輸入ヲ停止セリ

明治廿五年十二月十日　警視總監園田安賢

議會報

○自由黨の海軍改革建議案

自由黨中に海軍改革の意見あるみとは預て噂せし處なるが今度同黨員杉田定一、江原素六の兩氏建議者となり之に民黨の人々連署して衆議院に提出したり其案左の如し

海軍改革建議案

我國防を全ふするには陸海軍を共に備はり其文事に慣れざる武官をして事務擧らずして冗員多きに事務擧らずして冗員多きに現在の我國の軍艦は五萬噸餘に過ぎず政府の設計に據れば十二萬噸の軍艦を備ふる者とし尚ほ七萬噸の不足あり之を製造するには五千八百五十餘萬圓を要すと云ふ夫れ斯の如く砲臺建築と軍艦製造とを並び行ふに於て莫大の金を費すは我國力の堪へざる所にして且つ我國防は之に依て未だ其目的のゐるを見ず唯だ老朽軍艦補充の爲め姑息の設計を立て議會に協賛を求めたる而已當時議會に於て之を協賛せざりしは大に理由あり妄りに之を斥けたるに非らず又政府は明治二十六年度豫算に於て二萬六千五百噸の軍艦を新製する爲め千九百五十五萬圓餘を繼續費として議會に協賛を要求するも是れ尚ほ姑息の設計たるを免れず抑も海軍を備ふるに於ては先づ我國防の大方針を定め大計畫を立てるを要す政府は從來海軍の備を成さんと欲して屢々其議を變じ軍艦製造の設計に至ては幾回か之を變更せり是れ其大方針なく其大計畫なきが爲めなり先づ之を一定するに非らずんば徒らに軍艦を製造するも國防の用を爲さず凡そ其國の軍備を爲すや宜しく地形を察し國勢を審かにし經濟を量り以て其方針計畫を定むべし我國防の大方針既に定らば從て我海軍の大計畫並に立つを待べし全國沿岸に無數の砲臺を繞らし幾多の軍艦を備ふるは國防の要を得たる者に非らず且つ國力の堪へざる所なり薄弱なる多數の小艦を造るより寧ろ少數なるも堅牢なる大甲鐵艦を造るに在り熟々各國の形勢を察するに今や大に海軍を擴張し以て通商航海の權を爭ひ或は移住殖民の業を興すあり東洋政略に意を用ふるの各國が大に海軍を擴張し其餘勢を我國に及ぼし東洋の形勢大に一變するの日は眼前に迫れり豫め我國勢を察し我國力を量り茲に海軍擴張の策を立て以て海外列國と均勢を持するは實に我國當今の急務なり今や我國に於て凡そ十五萬噸の軍艦を備へ海軍の勢力を張るを得べし現在の軍艦凡五萬噸あり茲に凡十萬噸を增製するを要す海軍の勢力は獨り噸數の多少に在らず艦種の大小如何に在り當局者は深く茲に意を留めて之が設計を立て其財源に至ても亦た宜く之が考案を立て議會に協賛を求むべし從來議會が屢々政府に反對し軍艦製造費を否決したるは海軍の計畫方針一定せず且つ海軍省は繁費を爲り組織其宜を失ひ經理上信任を置く能はざるを以てなり其計畫方針能く茲に一定し積弊を洗滌し冗費を節減し以て信任を置くに足らば今日我國の海軍を擴張するが爲めに必要の經費は之を協賛せざるに非らず我國海軍の積弊未だ除かざるが爲めに海軍の擴張未だ行はれざるは深く憂ふる所なり海軍の改革は實に我國の一大急務たり是れ此建議を爲すの已む可らざる所以なり其改革の要領は即ち左の如し

第一　軍令と軍政との別を立る事

軍令と軍政とは其別判然たり軍令は海軍に於ける司令の權にして將校軍人に屬すと雖も軍政は海軍に於ける經理の務なれば唯だ事務の才幹あるを要し將校軍人に非らざるも能く之を處理するを得べし是を以て各國の海軍大臣及次官の如きは必ずしも軍人に限らず文官を以て之に充て政務官と爲し議會に對して責任を有し內閣と共に更迭する制たり海軍大臣は一般の政務を經理し材料部主計部人事部等の事務を統督するに在れば海軍專門の武官を用ふるを要せざるなり然れども海軍の艦隊を指揮統督するが如きの事に至ては海軍專門の武官ならざるを得ず軍令は軍政と相混じ相侵さば弊害百出するの患あり今茲に其別を立んと欲せば海軍省中に海軍司令本部を置き作戰、出師準備、海上防禦等專ら軍令に關する事を掌らしめ又將官會議を廢して別に高等會議を設け軍艦製造の設計を爲すが如き軍令と軍政とに並び關する事は海軍大臣、次官、司令本部長等の合議を經る者とせば海軍全般の事に於て妨げ無かるべし現在海軍に參謀部ありと雖も海軍大臣の下に屬するを以て獨立の司令權を有せず故に新たに海軍司令本部を置き天皇陛下に直隸せしめ其長官には海軍に將たるの資格ある人物を用ふべし我國海軍の振はざるは軍令と軍政と相混じて其弊の多きに因らずんばあらず是れ軍令と軍政との別を立るの必要なる所以なり

第二　本省武官組織の在官年限を定む事

現在の官制に於て海軍省の職權は以て之を事務擧らずして冗員多きに慣れざる武官をして協議するのみ事實果して然りとせば此不都合を改むるふと難事に非ず宜しく平時に於て醫師と警官とをして協議會を開かしむるの方法を定むべし蓋し醫師たる者は每に傳染病豫防消毒の大部分を負擔すべき者なるが故に醫師より屈出るる巡査以前に病家に就て或は嚴に豫防法を論示し或は又日々消毒法を施行するに及ぶ病者の治癒又は死亡の後に至り始めて病家に臨み若し必要ある時は直ちに消毒法を行ふ可きのみされば病中に於ては全病態當の消毒法を行ふ可きのみされば病中の豫防消毒法は總べて醫師の負擔に歸し以て其責任を官にすべし之を要するに豫防消毒法は總べて醫師と警官と協議上之を施行し務めて病家の嫌忌せざる樣に注意して嚴酷の弊を除き去るに在るのみ（但し虎列刺病の如きは此限に非ざれば別に其法を定むべし）右の如く醫師は警官との協議會を開き豫め豫防消毒の手續を一定し取捨寛嚴適度に之を行ふときは虎列刺病を除くの外傳染病の豫防消毒に於て殆んど遺憾なきを期すべしと雖も漢法醫流の人々をして此協議會に加入せしめて之に豫防消毒法の取扱を任ずるが如きは固より叶ふべき事に非ざれば只此一點に就てのみ觀察を下すも漢法醫道を廢止するの必要を發見するに足る可し今試に我國内に於る古流の醫師を全廢し之に代るに日進醫學を修めたる醫師を以てし之と警官との協議を以て一意傳染病の豫防消毒に從事するものと假定せば其結果は如何あるべきや我輩の想像を以てすれば必ずや衛生法規の金科玉條は本來の光明を放て猛惡なる病毒を撲滅し盡して遺す所なく健康萬歳を唱へを容れざる所なり（以下次號）

時事新報

傳染病の豫防を如何せん（昨日の續）

右の論理に據り漢法醫道は傳染病の豫防に害あるみと果して事實なりとせば斷然之を廢止せざる可らず我輩固より漢法醫師に恨もなく又其人の如きは或は能く漢文を解し品格部しからずして一種の文人とし相見るに足る者往々之なきに非ざれども如何せん其執る所の主義は漢然たる空理に在るが故に共に文明の學理を談ずるに足らず誠に氣の毒千萬なりと雖も國家衛生の爲めみゝに之が廢止論を發するの已むを得ざるに至れり凡そ傳染病豫防消毒の方法を實施するや擧て之を警察官の一手に委托するは甚だ不都合なり我輩は之を該病豫防の不完全なる第二の原因なりと信ずるを以て今此不都合なる所以に就て一言せんに警察官殊に巡査其人の如きは固より傳染病の病理如何を學び得たる者に非らざるが故に法律規則を讀て字の如く一直線に之を行はんとす是れ決して無理ならぬ次第なれども之が爲め寛嚴其度を誤り取捨其宜しきを得ず常に世人をして傳染病の屈出を嫌忌せしむるの原因となり益々以て擯蔽の弊習を養成するに至れり加之ならず警官と醫師とは常に相反目するの狀態あるを以て醫師も亦故意に非ざるも自から屈出を怠慢に付するの傾なきに非ず現に東京府内に於る腸窒扶斯の如き毎年多少の流行あるも多くは之を隱蔽し公然報告に出る者は患者十中の二三に過ぎずと云ふ斯る現況を以て推すときは若しも明年に於て赤痢病の東京府内に侵入し來るみとあるも全く之を撲滅するの功績を收るみと能はず赤痢病も亦必ず腸窒扶斯に於るが如く一種の風土病となるに至るや殆んど疑を容れざる所なり左れば此不都合なる所以を究明し速に之を改るの工風を講ずるは目下衛生上の一大要務なる可し抑も警官と醫師と意氣相投せざる所以は固より惡意ありて然るに非ず警官の目を以て醫師の全體を視れば未だ以て傳染病の豫防消毒を委托する

○新刊書

●藥灰絹帶論　は醫學博士菊池秋四郎氏の著述にして其大意は藥灰絹帶を以て創傷治療上の意見を述べ學社會の是認する所となりたるを以て之を與ふるのみならず殊に戰場に於て未だ全からざる者あり曾て當局者に試みに設計せしめ砲門を具備するに於ては其費實に莫大なるべし其財源は未だ之を考ひるを得ず從て其

●新刊書　は醫學博士菊池秋四郎氏の著述にして其大意は藥灰絹帶を以て創傷治療上の意見を述べ學社會の是認する所となりたるを以て之を與ふるのみならず殊に戰場に於て未だ全からざる者あり曾て當局者に試みに設計せしめ砲門を具備するに於ては其費實に莫大なるべし其財源は未だ之を考ひるを得ず從て其